

◎新潟県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯之河内梶屋敷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字梶屋敷字野付 584 番 1 から 同市大字梶屋敷字野付 586 番 13 で	新	17.6～25.3メートル	31.1メートル
糸魚川市大字梶屋敷字野付584番 1 から 同市大字梶屋敷字向川原1144番辰まで	旧	17.0～19.8メートル	222.4メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道8号と重用